

事件番号

売買代金請求事件

原告  
被告

シマダ機工有限会社 代表取締役 嶋田 吉晃  
サイ・アイ株式会社 代表取締役 野崎 忠司

準備書面

平成23年1月18日

原告 住所 愛知県小牧市大字野口1866-5  
氏名 シマダ機工有限会社 代表取締役 嶋田吉晃

春日井簡易裁判所民事訴訟係 御中

第1 経緯は以下の通り。それぞれ次ページ以降に添付資料あり。

- 2010年3月17日 原告と被告は初回取引を開始する。
- 2010年5月19日 原告は被告より本訴訟対象になっている注文をうける。
- 2010年5月20日 初回注文分の代金支払日となったが、被告より支払いがない。
- 2010年5月21日 支払いがないため、原告は被告にメールにて連絡を実施した。
- 2010年5月24日 支払いおよび回答がないため、原告は5月19日の発注は受注しない旨を被告にメールにて連絡した。
- この連絡ののち、被告より支払いが実施される。
- 2010年5月28日 原告は受注した製品を被告に納品した。
- 2010年6月01日 被告より、原告の製品に対するクレームがなされる。  
内容は被告の所有している「板金ケース」という組合せ部品に対し、弊社製品が取りつかないというものであった。  
原告は即座に調査、原告製品の不良ではなく、被告の「板金ケース」が不良であることを原告製品と「板金ケース」の寸法計測によって証明し、資料を用いて説明した。
- 2010年6月14日 被告より再度クレーム。  
被告の協力会社にて原告製品を寸法計測し、不良になっていると文書にて連絡される。  
内容を確認したところ、検証方法が間違っているため電話にて被告に連絡。  
被告は再度検証することを了承する。
- 2010年6月21日 原告は5月21日～6月20日分の売掛締めを実施、および請求書の発行を実施。
- 2010年6月26日 被告より、原告製品の不良であるため支払いをしないと文書にて通知される。
- 2010年6月30日 被告が責任の所在を理解していないことが判明したため、原告はより詳細に原告製品の適切さ、被告「板金ケース」が不良であることを証明し、資料にて連絡した。
- 2010年7月20日 5月19日注文分の代金支払日となったが、被告より支払いがない。
- 2010年7月23日 支払いおよび上記報告への回答もないため、原告はメールにて被告に連絡をした。
- 2010年8月6日 被告より回答がなく、また連絡も取れなくなったため少額訴訟の申請を実施。  
平成22年(少コ)第36号 売買代金請求事件  
被告の登記簿謄本がとれず、被告を個人として訴状を作成。
- 2010年10月7日 第1回口頭弁論。
- 2010年11月18日 口頭弁論終結。  
サイ・アイ株式会社は通常使用している住所と本店住所が異なるため登記簿謄本が取れなかったことが判明する。
- 2010年11月25日 判決言渡 原告の請求が棄却される。  
棄却の理由は法人を対象とせず、個人を対象として訴訟をしているため。
- 2011年1月18日 被告を法人として再度少額訴訟の申請を実施。